

日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、「日置市イメージキャラクターひお吉くん使用ガイドライン」に基づき、日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出基準)

第2条 着ぐるみは、その内容が本市のイメージアップ、観光振興及び産業振興に寄与すると認められ、次に掲げる項目のいずれか一つに該当する場合に貸出すものとする。

- (1) 日置市が主催、共催する事業、催事及びキャンペーン等のPR活動
- (2) 日置市内の公共的団体等が主催する事業及び催事で、不特定多数の市民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる公共性の高いもの
- (3) 日置市内の子ども子育て支援施設、幼稚園、学校等が主催する事業及び催事等
- (4) テレビ・ラジオ・CM等で、市長が必要と認める事業等
- (5) 書籍・雑誌・新聞・インターネット等で、市長が必要と認める事業等
- (6) その他、不特定多数の市民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる事業及び催事等で、市長が必要と認めたもの。

(貸出申請者)

第3条 着ぐるみを貸出申請できる者は下記の者に限る。

- (1) 日置市内に所在する官公庁関係者
- (2) 日置市内の公共的団体関係者及び公の施設の指定管理者
- (3) 日置市内の地区自治公民館関係者
- (4) 日置市内の子ども子育て支援施設、幼稚園、学校関係者
- (5) 前4項に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

(貸出の申請等)

第4条 前条の貸出申請者は、貸出を希望する日の3月前から14日前までに「ひお吉くん着ぐるみ貸出申請書（様式第1号）」を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請にあたり、着ぐるみを装着する者および補助者1人については、所属する団体内から選出しなければならない。

3 申請書の内容に変更が生じた場合は、「ひお吉くん着ぐるみ貸出変更届出書（様式第4号）」を提出しなければならない。

（貸出の承認）

第5条 市長は、使用の内容及び目的が第2条の貸出基準に合致する場合、日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により、貸出の申請をした者へ通知するものとする。

2 市長は、着ぐるみの使用を承認するにあたって、必要な条件を付けることができる。

3 市長は、使用の内容及び目的が第2条の貸出基準に合致すると認められない場合、日置市イメージキャラクター「ひお吉くん」着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により、貸出の申請をした者へ通知するものとする。

（使用の制限）

第6条 第2条の貸出基準に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を認めないものとする。

(1) 日置市のイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(2) 日置市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(4) 個々の商品の販売促進や品質保証を目的とする場合に使用する、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 日置市に負担が生じる、又は生じるおそれがあるとき。

(6) その他、市長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

（借受方法）

第7条 第5条第1項の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、原則として、市長が指定した場所から着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任を持って市長が指定する場所に速やかに返却するものとする。

2 貸出に伴う搬入及び搬出は、借受者が行うものとする。

3 日置市に負担を伴う貸出は、原則認めないものとする。

（貸出期間）

第8条 貸出期間は、原則として当該事業及び催事等の開始前2日以内か

ら終了後2日以内の範囲とする。

(使用料)

第9条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、着ぐるみを使用しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 認められた使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみを営利目的に使用しないこと。
- (5) 着ぐるみを個人的に使用しないこと。
- (6) 着ぐるみが汚損するおそれがある状況で使用しないこと。
- (7) 着ぐるみ返却時には、使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (8) その他、市長が定める事項等に従って使用すること。

(原状回復)

第11条 着ぐるみを汚損した場合は、借受者の責任と負担により修補又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、市長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めた場合は、借受者はこれに従わなければならない。

3 使用及び管理状況が著しく悪いと認められる借受者に対して、次回以降の貸出を許可しない。

(違反等に対する請求等)

第12条 市長は、借受者がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、その使用の差し止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。この場合、借受者は直ちにその請求等に従わなければならない。

(借受者の責任事項)

第13条 市長は、着ぐるみの使用により借受者が被った被害又は借受者が第三者に与えた損害に対して、一切その責めを負わない。

2 借受者は、着ぐるみの使用により第三者に損害を与えた場合、それに対し責任を負い処理するものとする。

3 借受者は、着ぐるみの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、着ぐるみの使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行し、令和5年7月1日から適用する。